



公共高 第 489 号

平成19年 3月26日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

地方公務員等共済組合法等の一部改正について (通知)

このことにつきまして、平成19年4月1日に改正される短期給付の概要等を下記のとおりお知らせします。

記

1 70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付の実施について

平成19年4月診療(入院分)から、70才未満の組合員及び被扶養者が入院し医療費の自己負担額が高額になった場合、所得区分が一般(給料月額42万4千円未満)の時は自己負担限度額8万百円+1%、また上位(42万4千円以上)の場合は自己負担限度額15万円+1%が医療機関での自己負担額となります。

このため医療機関において、所得区分がどれに該当するか判断するための証明書が必要になります。証明書の交付については、組合員からの申請により「限度額適用認定証」(仮称)を交付いたします。交付された者は、「組合員証」と「限度額適用認定証」を医療機関に提出してください。

なお、申請書等の様式が未定のため詳細がわかり次第後日通知いたします。

2 傷病手当金・傷病手当金附加金及び出産手当金に係る改正

(1) 任意継続組合員に対する傷病手当金・傷病手当金附加金及び出産手当金の支給が廃止とされること。

※ 任意継続組合員制度とは、最長2年間引き続き共済組合の短期給付を受けることができる健康保険制度であり、退職の日の前日まで引き続き組合員期間が1年以上あった者で、退職日から起算して20日を経過する日までに申出を行い、所定の掛金を納入することで任意継続組合員の資格を取得します。

(2) 資格喪失後6月以内に出産した者に支給していた出産手当金が廃止とされること。

(3) 傷病手当金・傷病手当金附加金及び出産手当金の支給額が次のとおり変更されること。

＜傷病手当金＞…組合員が公務によらない病気又は負傷により、療養のため勤務に服することができなくなり、給料の全部又は一部が支給されないときに、勤務に服することができなかった期間1日につき、給料日額の3分の2に相当する金額に政令で定める数値1.25（特別職の職員は1）を乗じて得た額に改めること。

＜傷病手当金附加金＞…傷病手当金の支給期間が満了した日の翌日以後6か月間の範囲内において、なお療養のため勤務に服することができないときに、勤務に服することができなかった期間1日につき、給料日額の3分の2に相当する金額に政令で定める数値1.25（特別職の職員は1）を乗じて得た額に改めること。

＜出産手当金＞…組合員が出産のため無給になったときに、出産の日（出産の日が予定日後であるときは出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間において勤務に服することができなかった期間1日につき、給料日額の3分の2に相当する金額に政令で定める数値1.25（特別職の職員は1）を乗じて得た額に改めること。

(4) 新旧対象表

	改正前	改正後（平成19年4月1日以降）
傷病手当金	1日につき、給料日額×80/100	1日につき、給料日額× <u>2/3×1.25</u> <u>任意継続組合員への支給を廃止</u>
傷病手当金附加金	1日につき、給料日額×80/100	1日につき、給料日額× <u>2/3×1.25</u> <u>任意継続組合員への支給を廃止</u>
出産手当金	1日につき、給料日額×80/100	1日につき、給料日額× <u>2/3×1.25</u> <u>任意継続組合員への支給を廃止</u> <u>資格喪失後6月以内に出産した者への支給を廃止</u>

(5) 支給額算定例（傷病手当金・傷病手当金附加金及び出産手当金）

※ 給料月額 400,000 円、給付日数 21 日の場合	
平成 19 年 3 月まで	給料日額：400,000 円÷22＝18,180 円（10 円未満四捨五入） 給付日額：18,180 円×80/100＝14,544 円（円未満切り捨て） 支給額：14,544 円×21 日＝ <u>305,424 円</u>
平成 19 年 4 月以降	給料日額：400,000 円÷22＝18,180 円（10 円未満四捨五入） 給付日額：18,180 円×2/3×1.25＝15,150 円（円未満四捨五入） 支給額：15,150 円×21 日＝ <u>318,150 円</u>

(6) 経過措置

(1), (2), (3) の取扱いには経過措置が設けられます。経過措置の概要は別紙のとおりとなりますが、現在のところ未確定の部分がありますので、確定し次第追って通知いたします。

(7) 施行時期

平成 19 年 4 月 1 日以降の傷病手当金・傷病手当金附加金及び出産手当金に係る取扱いから変更となります。ただし、一部経過措置により従前の支給額等になる場合があります。

なお、平成 19 年 3 月 31 日までの傷病手当金・傷病手当金附加金及び出産手当金に係る取扱いは従前のとおりとなります。

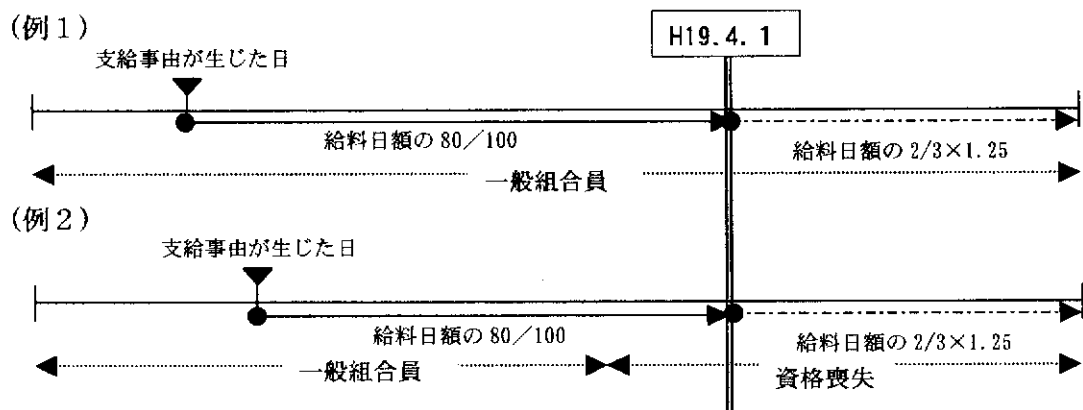
(8) 請求書の様式

傷病手当金・傷病手当金附加金及び出産手当金に係る請求書については、支給額に関する内容を読み替えることとしますので、当面は現様式である「様式 14 傷病手当金・附加金請求書」及び「様式 21 出産手当金請求書」を引き続き使用してください。

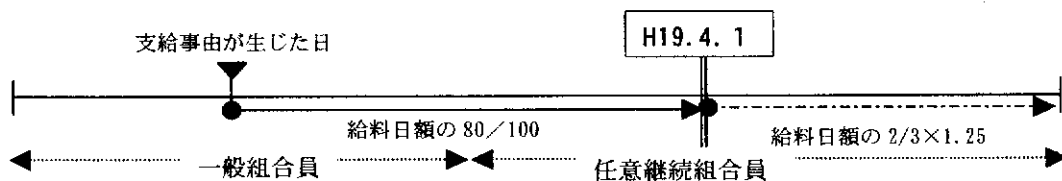
別紙

経過措置概要（傷病手当金及び出産手当金）

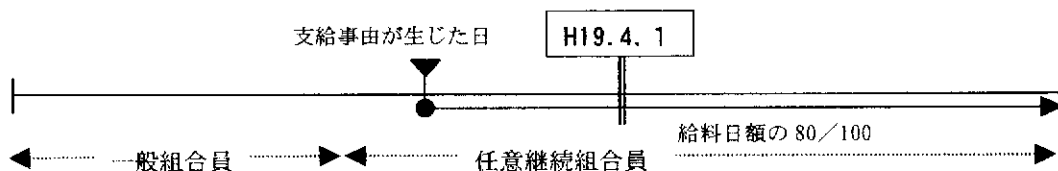
- ① 施行日前日において、支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者を除く。）については、施行日の前日までは従前と同様、給料日額の 80/100 を支給する。



- ② 施行日前日において、支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者を除き、支給事由が生じた後に任意継続組合員になった者に限る。）の施行日以降の支給については、給料日額を $\frac{2}{3}$ したものに 1.25 を乗じた額とする。



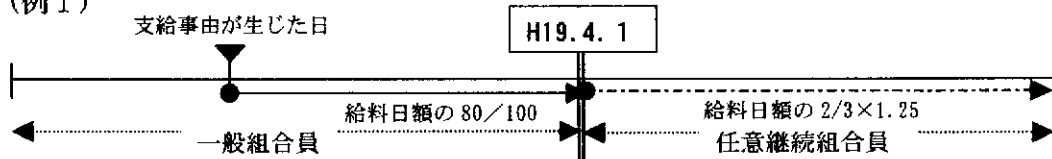
- ③ 施行日前日において、支給を受けていた者又は受けるべき者（支給事由が生じた際に任意継続組合員であった者に限る。）については、従前どおり、給料日額の 80/100 を支給する。



※ 上記「支給事由が生じた」とは、傷病手当金については待機期間3日を経過した日の翌日に達したときとなりますが、出産手当金については現在のところ未確定です。

なお、傷病手当金及び出産手当金を受給する権利をもって又は現に受給している状態で退職し、平成19年4月1日以降に任意継続組合員の資格を取得した者については、地方公務員等共済組合法第68条第3項・第69条第3項（平成19年4月以降第69条第2項）の規定により、支給期間内は継続して支給することができます。

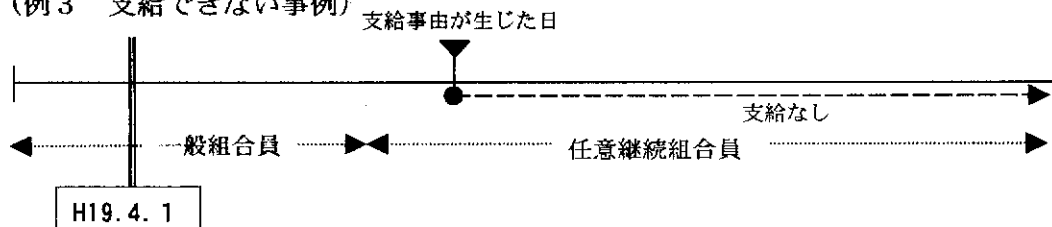
(例1)



(例2)

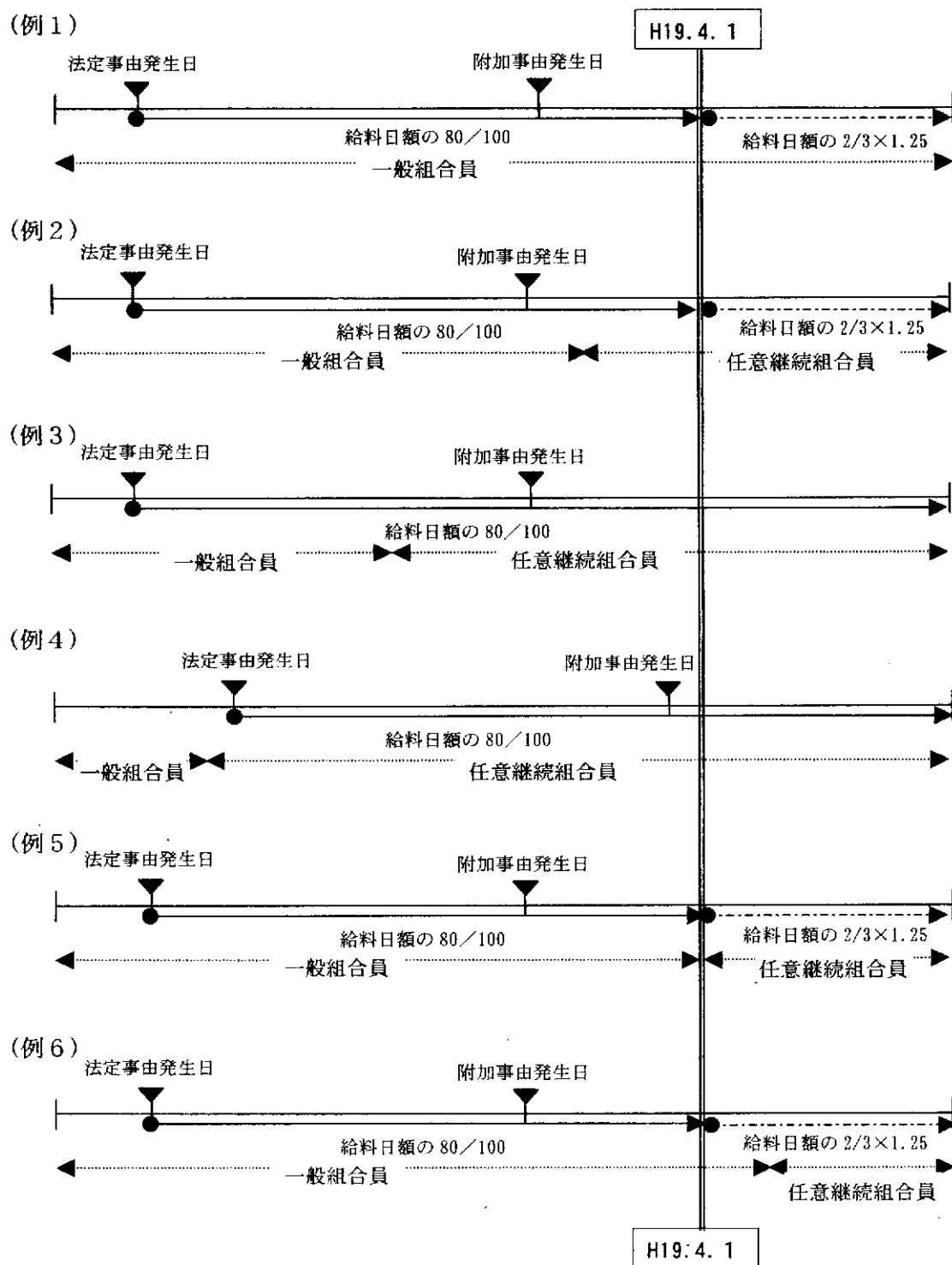


(例3 支給できない事例)

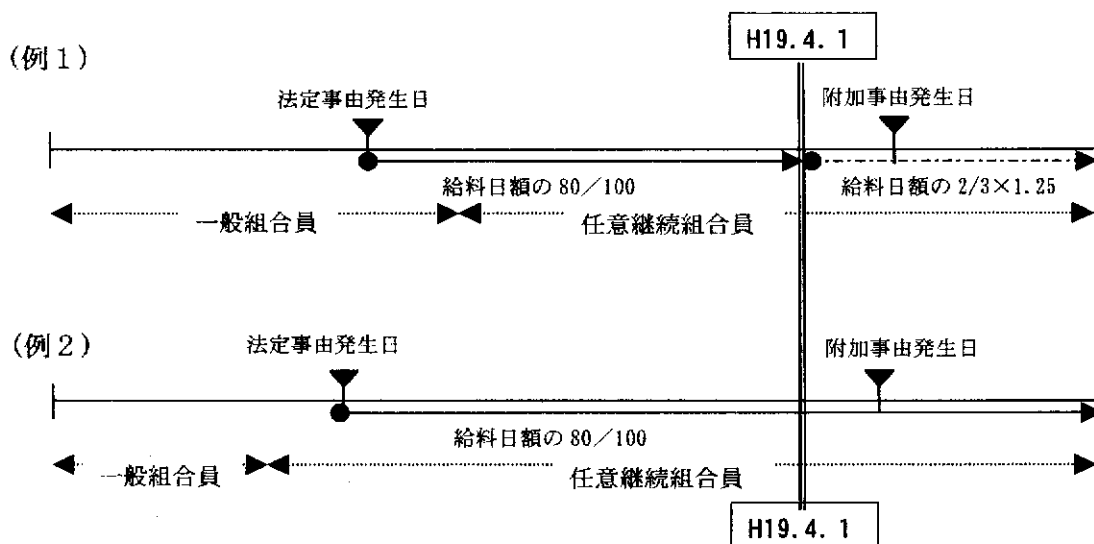


経過措置概要（傷病手当金附加金）

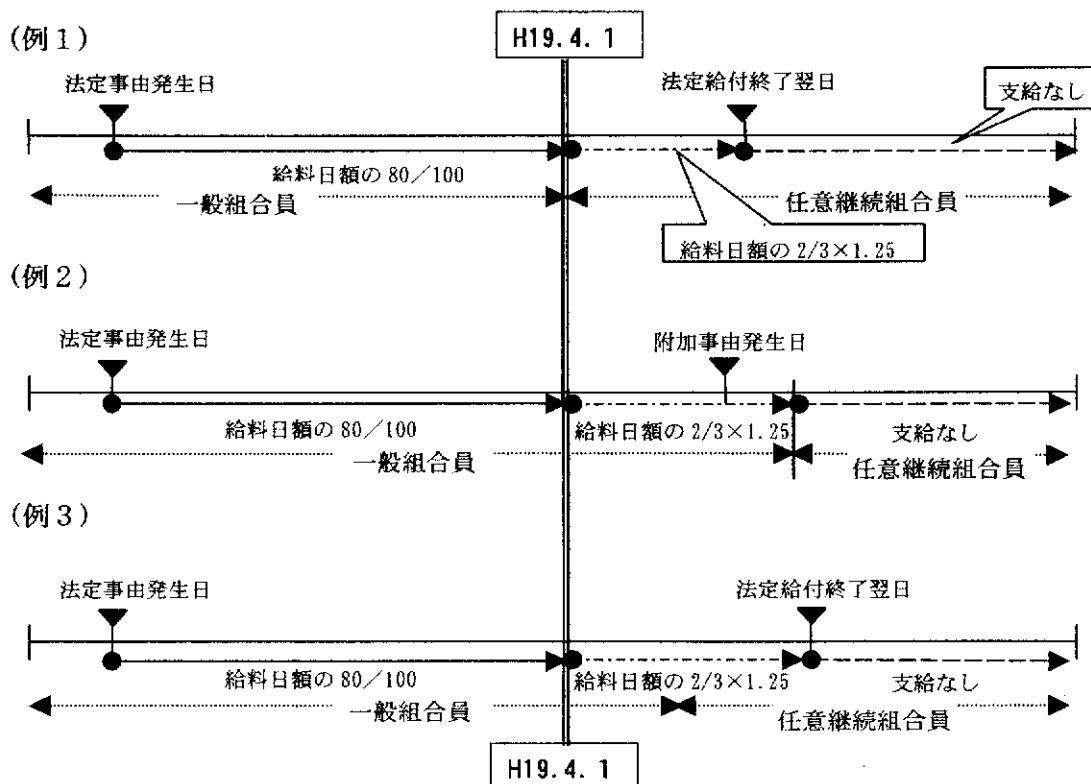
- ① 平成19年4月1日（以下「実施日」という。）前から傷病手当金附加金を受給している者については、実施日以後の期間に係る傷病手当金附加金を支給する。



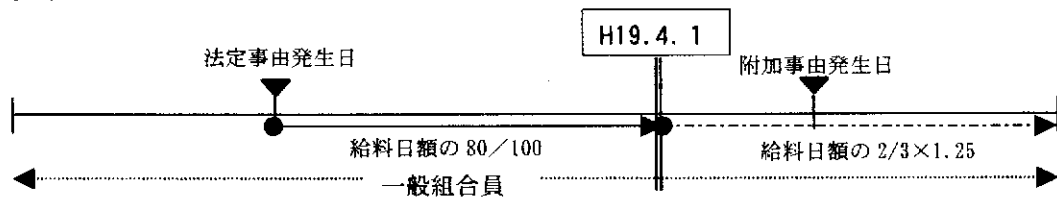
- ② 実施日前から任意継続組合員の資格を有し、かつ、傷病手当金を受給する権利を持っている者又は現に受給している者については、実施日以後、傷病手当金に引き続き傷病手当金附加金を支給する。



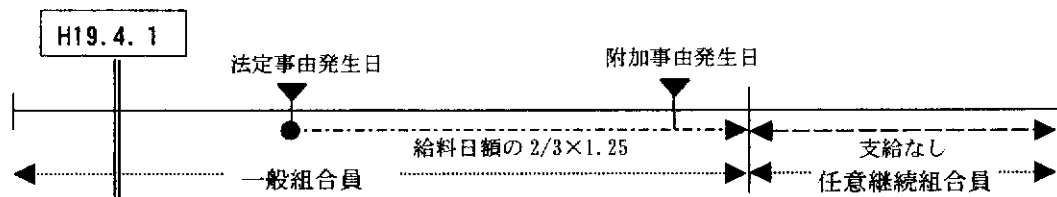
○ 平成19年4月以降の傷病手当金附加金の考え方



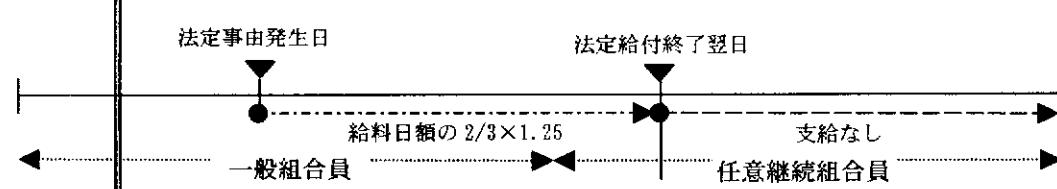
(例4)



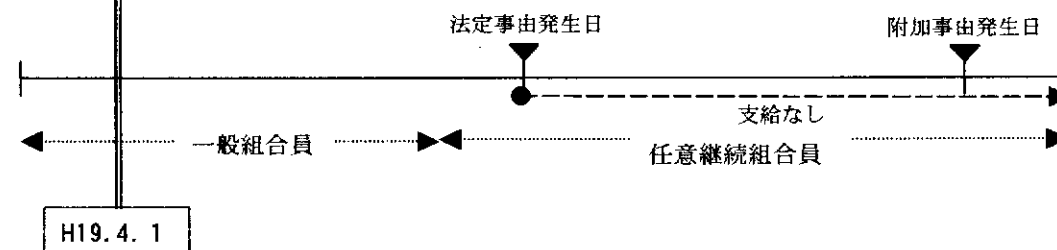
(例5)



(例6)



(例7)



経過措置（支給額の基礎となる給料）

- ① 実施日前から任意継続組合員の資格を有し、かつ、傷病手当金・傷病手当金附加金・出産手当金（以下「手当金等」という。）を受給する権利を持っている者又は現に受給している者に係る実施日以降の手当金等の算定については、任意継続組合員の掛金の基礎となる給料を使用する。
- ② 実施日前から手当金等を受給する権利を持っている者又は現に受給している者のうち、①以外の者に係る実施日以降の手当金等の算定については、退職時の給料を使用する。

<支給額の基礎となる給料>

